



# 島根県報

平成18年 3 月31日 (金)  
号外 第 28 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 人委規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	1
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	7
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	7
最高号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則	41
職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則	44
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	46
最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替えに関する規則	65
県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則	65
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	68

### 人委細則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	69
------------------------	----

## 人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第 3 号

#### 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情により同表に定めのない職に給料の調整を行う場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

第 6 条第 2 項中「調整基本額」の次に「（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を、（ ）を乗じて得た額」の次に「とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を加える。

第 6 条の 5 第 1 項第 3 号から第 5 号までを次のように改める。

(3) 前 2 号に掲げる職以外の職で条例第 9 条の 2 第 1 項の人事委員会規則で定める地域以外の地域に所在する公署に置かれるもの又は条例第 9 条の 2 の規定による地域手当の級地が 5 級地若しくは 6 級地とされる地域に所在する公署に置かれる職

(4) 条例第 9 条の 2 の規定による地域手当の級地が 4 級地とされる地域に所在する公署に置かれる職

(5) 条例第 9 条の 2 の規定による地域手当の級地が 1 級地、2 級地又は 3 級地とされる地域に所在する公署に置かれる職

第11条の 3 の見出しを「（地域手当）」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 条例第9条の2第2項の地域手当の級地は、別表第5に定めるとおりとする。

第11条の3第3項から第5項までを削り、同条第6項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同項を同条第3項とする。

第11条の8第1項、第12条の3及び第12条の15の8第1項中「所属長」の次に「又は任命権者が別に定める者」を加える。

第15条の2第1号中「及び第2号」を「、第2号及び第3号」に改め、同条第2号中「第7条第1項第3号」を「第7条第1項第4号」に改め、同条第3号中「第7条第1項第4号」を「第7条第1項第5号」に改める。

第15条の3第1項第2号中「第7条第1項第3号」を「第7条第1項第4号」に改める。

第16条の3の2第1号中「10級又は11級」を「8級又は9級」に改め、同条第2号中「10級」を「9級」に改める。

第16条の4第1項中「第15条の8第4項」を「第15条の8第5項」に、「4級」を「3級」に改める。

第16条の6第1項、第16条の7、第16条の9及び第16条の11中「第15条の8第5項」を「第15条の8第6項」に改める。

第17条第1項中「第15条の8第5項」を「第15条の8第6項」に改め、同条第5項第1号中「100分の105」を「100分の145」に、「100分の135」を「100分の185」に改める。

別表第1中央病院の項職員の欄中「言語療法士」を「言語聴覚士」に改め、同表身体障害者授産センターの項中

身体障害者授産センター	(1) 事務職員及び技術職員(看護師を除く。)	1.5	を
	(2) 看護師	0.5	

障害者福祉課	施設運営スタッフ	3.0	に改め、同表さざなみ学園の項及びこくぶ学園の項を削
--------	----------	-----	---------------------------

る。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第6条関係)

給料の調整額の調整基本額表

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,500円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,400円

イ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1級	7,900円



「本庁室長（課に置かれた室に限る。）を「本庁室長 同 センター長 統括工事検査監 上席調整監」に、  
 本庁センター長  
 統括工事検査監」

「支庁局長（水産局及び空港建設局に限る。）を「支庁局長（水産局に限る。） 同 部長 県民センター部長 同 事務所長」に、  
 支庁部長  
 総務事務所部長」

「農林振興センター部長 農業技術センター部長 しまねの味開発指導センター所長」を「農林振興センター部長 同 事務所長 農業技術センター部長」に、

「中海干拓営農センター所長 花振興センター所長 家畜衛生研究所長 種畜センター所長 水産事務所長 内水面水産試験場長 栽培漁業センター所長」を「畜産技術センター育種改良部長 水産事務所長 水産技術センター内水面浅海部長 同 栽培漁業部長」に改め、「浜田商工労政事務所長」を削り、

「土木建築事務所部長」を「県土整備事務所部長」に、「防災空港管理所長」を「防災航空管理所長」に、「医療専門監」を「医療調整監」に、「県立大学留学生センター長 総務事務所大田分室長」を「特別徴収監 県立大学留学生センター長」に、「耕地事業所長」を「女性相談センター西部分室長」に、「畜産技術センター部長 水産試験場部長」を「畜産技術センター生産技術部長 水産技術センター総合調整部長 同 漁業生産部長」に、

規則（平成15年島根県規則第30号）第20条第2項又は第85条第3項の規定に基づき置かれる主査」を「職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県規則第85号）第4条の規定に基づき置かれる調整監」に改め、同表県議会の事務部局の部職名の欄中「事務局主査」を「事務局調整監」に改め、同表教育委員会の部職名の欄中「教育監」を

「教育監 古代出雲歴史博物館長」を「本庁室長（課に置かれた室を除く。） 本庁センター長」に、  
 「同 センター長 上席調整監 教育センター部長 古代出雲歴史博物館部長」に、「本庁主査 教育事務所主査」を「調整監」に、「8級」を「6級」

に改め、同表人事委員会の事務部局の部、同表監査委員の事務部局の部及び労働委員会の事務部局の部中「事務局主査」を「事務局調整監」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5

都府県	支給地域	級地
東京都	特別区	1級地
大阪府	大阪市	2級地
広島県	広島市	4級地

備考 この表に掲げる都府県、支給地域及び級地（以下「支給地域等」という。）以外の支給地域等については、人事

院規則 9 - 49 (地域手当) の例によるものとし、当該例によることとされる支給地域等がこの表に掲げられているものとみなす。

別表第 6 中 「隠岐支庁農林局農業普及部島前地域振興グループ」を  
隠岐支庁農林局西ノ島地区駐在所」

「隠岐支庁農林局農政・普及部島前地域振興グループ」に、「隠岐支庁土木建築局島前事業部  
隠岐支庁農林局(島前担当に限る。)」に、栽培漁業センター」を

「隠岐支庁県土整備局島前事業部」に、  
水産技術センター栽培漁業部」

「隠岐郡隠岐の島町岬町」隠岐支庁土木建築局維持管理部隠岐空港管理所」を

「隠岐郡隠岐の島町岬町」隠岐支庁県土整備局維持管理部隠岐空港管理所」に、「浜田土木建築事務所維持管理部八戸  
隠岐郡隠岐の島町港町」東部県民センター税務部隠岐税務グループ」

ダム管理所」を「浜田県土整備事務所維持管理部八戸ダム管理所」に改める。

別表第 7 行政職給料表の項職員の欄中「11級及び10級」を「9級及び8級」に、「9級及び8級」を「7級及び6級」  
に、「7級及び6級」を「5級及び4級」に、「5級及び4級」を「3級」に改め、公安職給料表の項職員の欄中「10  
級」を「9級」に、「9級及び8級」を「8級及び7級」に、「7級及び6級」を「6級及び5級」に改め、「5級及  
び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、医療職給料表(3)の項中

「職務の級 4 級の職員」100分の 5」を

「職務の級 4 級の職員及び 3 級の職員(人事委員会が定める職員に限る。)」100分の 5 (職務の級 4 級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。

(給料の調整額に関する経過措置)

2 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第 1号。以下「条例」という。)第 7条の規定により給料の調整を行う職を占める職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第 6条第 2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の 5 第 1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第 9号)第 2条第 2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)(その額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

- (1) 平成18年 4月 1日から平成19年 3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年 4月 1日から平成20年 3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日から引き続き給料の調整額適用職員(第 3

号に該当する職員を除く。)である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第76号。以下「改正条例」という。)第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎としてこの規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則(次号において「改正前の規則」という。)第6条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第6条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年島根県人事委員会規則第7号。以下「切替規則」という。)第4条第5号に掲げる場合に該当することとなった職員にあつては、人事委員会の定める額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 切替規則第4条各号に掲げる場合に該当することとなった職員

(4) 施行日以後に、国家公務員、他の地方公共団体に勤務する者(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第25条の適用を受ける者を除く。)その他人事委員会がこれらに準ずると認める者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

(地域手当に関する経過措置)

4 改正条例第1条の規定による改正前の条例第9条の2第1項の地域とされていた地域のうち別表第5に掲げられていないものは、当分の間、条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める地域とし、当該地域に係る同条第2項の地域手当の級地は、次の表に定めるとおりとする。

県	暫定支給地域	級地
福岡県	北九州市	6級地

5 平成22年3月31日までの間における条例第9条の2第2項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の表のとおりとする。

支給割合	支給地域
100分の13	東京都のうち特別区
100分の11	大阪府のうち大阪市
100分の4	広島県のうち広島市
100分の3	福岡県のうち北九州市

6 平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、100分の11とする。

7 北九州市に在勤する職員に対する平成20年3月31日までの間における支給割合については、附則第4項及び第5項の規定にかかわらず、100分の4とする。

(読替規定)

8 改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される職員に関する職員の給与の支給に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第1号)第6条の2第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給

料月額と改正条例附則第 8 項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(雑則)

9 附則第 2 項から第 7 項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 4 号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「試験場」を「技術センター」に改め、同条中第 6 号を削り、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 農畜産振興課

第 3 条第 8 号を次のように改める。

(8) 水産技術センター

第 3 条中第 9 号から第11号までを削り、第12号を第 9 号とし、第13号から第15号までを 3 号ずつ繰り上げる。

第 5 条第 3 号中「視能訓練士」の次に「、言語聴覚士」を加え、同条第 4 号中「、身体障害者授産センター、知的障害児施設」を削る。

第 6 条中「総務部職員課」を「総務部人事課」に改め、「、身体障害者授産センター、知的障害児施設」を削る。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 5 号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、第 7 号から第10号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 9 条第 1 号ア中「 8 級、 9 級、10級及び11級」を「 6 級、 7 級、 8 級及び 9 級」に改め、同号イ中「 8 級、 9 級及び 10級」を「 7 級、 8 級及び 9 級」に改める。

第10条第 1 項中「給料月額」を「号給」に、「号給を基準として」を「号給を基礎として」に、「第22条第 1 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 2 項第 1 号から第 3 号まで又は第23条第 1 項第 1 号若しくは第 2 項」を「第22条第 1 項又は第 23条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「給料月額」を「号給」に改める。

第13条中「の数」の次に「に 4 を乗じて得た数」を加える。

第14条第 1 項中「切り捨てる。）」の次に「に 4 を乗じて得た数」を、「号数とする号給」の次に「(経験年数を考慮し人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に 3 を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)」を加える。

第15条から第17条まで及び第19条中「給料月額」を「号給」に改める。

第22条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第25から別表第31までに定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第22条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前2項」に、「給料月額」を「号給」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。

第22条第6項を削る。

第23条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

第23条第3項中「による職員の給料月額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは」を「により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には」に、「給料月額を」を「号給を」に改める。

第24条第2項中「給料月額」を「号給」に改め、同項第1号中「昭和32年4月1日（以下「適用日」という。）以降に新たに職員となった者（次号に規定する者を除く。）」を「次号に掲げる職員以外の職員」に、「時」を「とき」に、「基準」を「基礎」に改め、同項第2号中「適用日の前日から引き続き在職する職員及び適用日以降に」を「その初任給の決定に当たり」に改める。

第25条第2項中「給料月額」を「号給」に改める。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

第26条の2から第26条の4までを削る。

第27条から第36条までを次のように改める。

（昇給日等）

第27条 条例第4条第5項に規定する人事委員会規則で定める日は、第31条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とし、同項に規定する人事委員会規則で定める期間は、昇給日前1年間とする。

（勤務成績の証明）

第28条 条例第4条第5項の規定による昇給（第31条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

（昇給区分及び昇給の号給数）

第29条 職員を条例第4条第5項の規定により昇給させる場合の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて別表第32に定める昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された職員は、昇給しない。

2 職員の昇給区分は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E



- 3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。
- (1) 人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者あっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。)
- D
- (2) 人事委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E
- 4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。
- 5 各任命権者において、前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、人事委員会の定める割合に概ね合致していなければならない。
- 6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第22条第3項若しくは第37条の規定により号給を決定された職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。
- 7 初任給の決定その他の事情を考慮し、部内の他の職員との均衡上特段の措置が必要と認められる職員の昇給の号給数は、第1項又は前項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、第1項又は前項の規定による号給数に、その事情に応じて人事委員会が認める号給数を加えて得た号給数とすることができる。
- 8 第1項、第6項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条第1項若しくは第25条第1項に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第1項、第6項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 9 一の昇給日において、第2項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数及び第7項の規定により加える号給数(人事委員会が定めるものに限る。)の合計は、各任命権者の職員の定員、第5項の人事委員会の定める割合等を考慮して各任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。ただし、これにより難しい場合で、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)

第30条 条例第4条第7項に規定する55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては57歳)以上の職員で人事委員会規則で定めるものは、当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に在職する職員とする。

(研修、表彰等による昇給)

第31条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会の定めるところにより、あらかじめ人事委員会の承認を得て、当該各号に定める日に、条例第4条第5項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) あらかじめ人事委員会の承認を得た職員研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績の認定後速やかな時期
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があり、人事委員会の承認した表彰を受けた場合 表彰を受けた後速やかな時期
- (3) 公務(外国機関等派遣職員及び公益法人等派遣職員の派遣先の業務を含む。)のため死亡し、又は重度障害を有することとなった場合 死亡し、又は重度障害を有することとなった日

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第32条 第27条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第33条から第36条まで 削除

第37条の2の見出し中「号給等」を「号給」に改め、同条中「専従許可」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下この条において「専従許可」という。）」に、「復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、次の各号の定めるところにより、その者の給料月額」を「、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第33の休職期間等調整換算表により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給」に改め、同条第1号から第4号までを削る。

第37条の3第1項中「給料月額」を「号給」に改め、「（昇給期間の短縮を含む。）」を削り、「むかって」を「向かって」に改め、同条第2項中「給料月額」を「号給」に改め、「（昇給期間の短縮を含む。）」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表級別職務分類基準表

職務の級	職務の分類基準
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
2級	主任主事又は主任技師の職務
3級	主任の職務
4級	企画員の職務
5級	1 本庁のグループリーダーの職務 2 地方機関の課長の職務 3 企画幹の職務
6級	1 本庁の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 調整監の職務
7級	困難な業務を所掌する本庁の課長の職務
8級	1 本庁の次長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 3 参事の職務
9級	1 理事の職務 2 本庁の部長の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 4 技監の職務

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

公安職給料表級別職務分類基準表

職務の級	職務の分類基準
1級	1 係員の職務 2 初任科生の職務
2級	高度な知識又は経験を必要とする係員の職務
3級	主任の職務
4級	1 係長の職務 2 専務員の職務

5 級	1 警察本部の課の次長の職務又は課長補佐の職務 2 警察署の次長又は課長の職務 3 専務官の職務 4 専務指導員の職務
6 級	1 困難な業務を所掌する警察本部の課の次長又は課長補佐の職務 2 困難な業務を所掌する警察署の次長又は課長の職務 3 専務指導官の職務
7 級	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 監察官の職務 4 警察本部の課の調整官の職務 5 警察署の調整官の職務
8 級	1 警察本部の部長の職務 2 困難な業務を所掌する警察署の長の職務
9 級	1 困難な業務を所掌する警察本部の部長の職務 2 特に困難な業務を所掌する警察署の長の職務

別表第 4 の 3 級の項中「高度の知識又は経験を必要とする主任研究員」を「専門研究員」に改め、同表 4 級の項中

1 試験研究機関の長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする科長の職務 3 特別研究員の職務	を
---	---

1 試験研究機関の長の職務 2 試験研究機関の部長の職務	に改める。
---------------------------------	-------

別表第 6 の 5 級の項中「主幹」を「企画員」に改める。

別表第 7 中

1 高度の技術又は経験を必要とする保健師等の職務 2 特に高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務	を
1 看護師長の職務 2 主任保健師等の職務 3 准看護師主任の職務	
1 高度の技術又は経験を必要とする看護師長の職務 2 地方機関の課長の職務 3 主幹の職務 4 高度の技術又は経験を必要とする主任保健師等の職務	

1 主任保健師等の職務 2 准看護師主任の職務 3 高度の技術又は経験を必要とする保健師等の職務 4 特に高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務	に改める。
1 企画員の職務	

2 高度の技術又は経験を必要とする主任保健師等の職務
3 高度の技術又は経験を必要とする准看護師主任の職務
1 看護師長の職務
2 地方機関の課長の職務

別表第 8 の備考以外の部分を次のように改める。

別表第 8

行政職給料表級別資格基準表

試 験		職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		学歴免許						
正 規 の 試 験	大学卒業程度	大	学 卒	0	3 3	4 7	4 11	2 13
	短大卒業程度	短	大 卒	0	5.5 6	4 10	4 14	2 16
	高校卒業程度	高	校 卒	0	8 8	4 12	4 16	2 18
そ の 他		中 学 卒		3	9 12	4 16	4 20	2 22

別表第 8 の備考 3 中「3 級」を「2 級」に改める。

別表第 9 の備考以外の部分を次のように改める。

別表第 9

公安職給料表級別資格基準表

試 験		職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		学歴免許							
正 規 の 試 験	大学卒業程度	大	学 卒				5	6	2
	短大卒業程度	短	大 卒			2.5	5	6	2
	高校卒業程度	高	校 卒		0	2.5	8	14	16
そ の 他		中 学 卒		0	2	3	5	6	2
				4	6	9	14	20	22

別表第10の備考以外の部分を次のように改める。

別表第10

海事職給料表級別資格基準表

職 種		職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
船舶の種類	職 名	学歴免許					
	船 長	大学卒				5	4
					0	5	9

中型船舶(一種)	機 関 長	短大卒			5	4	
				0	8	12	
	1 等 航 海 士 1 等 機 関 士 通 信 長	大学卒			5	別に定める	
				0	5		
		短大卒		2.5	5		
			0	2.5	8		
	高校卒		5	5			
		0	5	10			
	2 等 航 海 士 2 等 機 関 士 船 舶 通 信 士	大学卒			0	別に定める	別に定める
					2.5		
短大卒			0	2.5			
				5			
高校卒		0	5				
			5				
各 長	中学卒			別に定める	別に定める		
		1					
中型船舶(二種)	船 機 関 長	大学卒			5	別に定める	
					0		5
		短大卒			5		
				0	8		
	1 等 航 海 士 1 等 機 関 士 通 信 長	大学卒			0	別に定める	別に定める
					2.5		
		短大卒		0	2.5		
					5		
	高校卒		0	5			
				5			
	航 海 士 機 関 士 船 舶 通 信 士	大学卒			0	別に定める	別に定める
					2.5		
		短大卒		0	2.5		
					5		
高校卒		0	5				
			5				
各 長	中学卒			別に定める	別に定める		
		1					
小 型 船 舶 中型船舶(一種)	船 機 関 長	中学卒		10	別に定める	別に定める	
			2	12			
中型船舶(二種)	各 員	中学卒			別に定める	別に定める	
			2				
小 型 船 舶	各 長	中学卒			別に定める	別に定める	
			2				
	各 員	中学卒			別に定める	別に定める	
2							

別表第11の備考以外の部分を次のように改める。

別表第11

研究職給料表級別資格基準表

試 験		職務の級		1 級	2 級	3 級
		学歴免許				
正 規 の 試 験	大学卒業程度	大	学 卒		0	別に定める
	短大卒業程度	短	大 卒		2.5	
				0	2.5	
高校卒業程度	高	校 卒		5		
			0	5		
そ の 他	中	学 卒		6		
			3	9		

別表第12の備考以外の部分を次のように改める。

別表第12

医療職給料表(1)級別資格基準表

職 種		職務の級		1 級	2 級
		学歴免許			
医 歯 科 医 師	大 学 6 卒				5
		0			5

別表第13の備考以外の部分を次のように改める。

別表第13

医療職給料表(2)級別資格基準表

職 種		職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
		学歴免許							
薬 劑 師 獣 医 師	大 学 卒					5	3		
		0				5	8		
	短 大 卒					2.5	5		3
		0				2.5	8		11
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒					5	3		
		0				5	8		
	短 大 3 卒					1	5		3
		0				1	6		9
診 療 エ ク ス 線 技 師	短 大 卒					2.5	5	3	
		0				2.5	8	11	
	大 学 卒						5	3	
		0					5	8	
臨 床 検 査 技 師	短 大 3 卒					1	5	3	
		0				1	6	9	
	大 学 卒						5	3	
		0					5	8	

診療エックス線技師	短 大 卒		2.5	5	3
		0	2.5	8	11
臨床検査技師	大 学 卒			5	3
			0	5	8
	短 大 3 卒		1	5	3
		0	1	6	9
栄 養 士 学校栄養士	大 学 卒			5	3
			0	5	8
	短 大 卒		2.5	5	3
		0	2.5	8	11
衛生検査技師	大 学 卒			5	3
			0	5	8
	短 大 卒		2.5	5	3
		0	2.5	8	11
臨床工学技士	大 学 卒			5	3
			0	5	8
	短 大 3 卒		1	5	3
		0	1	6	9
理学療法士 作業療法士	大 学 卒			5	3
			0	5	8
	短 大 3 卒		1	5	3
		0	1	6	9
視能訓練士	大 学 卒			5	3
			0	5	8
	短 大 3 卒		1	5	3
		0	1	6	9
言語聴覚士	大 学 卒			5	3
			0	5	8
	短 大 3 卒		1	5	3
		0	1	6	9
義肢装具士	短 大 3 卒		1	5	3
		0	1	6	9
歯科衛生士	短 大 卒		2.5	5	
		0	2.5	8	
	高校専攻科卒		4	5	
		0	4	9	
歯科技工士	短 大 卒		2.5	5	
		0	2.5	8	
	高 校 卒		5	5	
		0	5	10	
あん摩マッサージ 指圧師	短 大 3 卒		1	5	
		0	1	6	

別に定める

別に定める

はり師 きゅう師 柔道整復師	短大2卒		2.5	5
		0	2.5	8
	高校卒		5	5
		0	5	10
その他	短大卒	0	別に定める	別に定める
	高校卒	0		
	中学卒	4		

別表第13の備考中「視能訓練士」の次に「、言語聴覚士」を加える。

別表第14の備考以外の部分を次のように改める。

別表第14

医療職給料表(3)級別資格基準表

職 種	職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級	5級
		保健師	大学卒			5
助産師	短大卒		0	5		
看護師				7		
准看護師	准看護師養成所卒		0	7		
		0	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める

別表第14の備考2中「5年」を「6年」に改める。

別表第18中

2級2号給
1級5号給
1級3号給
2級2号給
1級4号給
1級3号給
1級2号給
1級2号給

を

1級25号給
1級15号給
1級5号給
1級25号給
1級9号給
1級5号給
1級1号給
1級1号給

に改め、同表備考5第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号

から第10号までを1号づつ繰り上げ、同表備考6中「1級2号給」を「1級1号給」に、「1級3号給」を「1級5号給」に改める。

別表第19中

3級2号給
2級3号給
1級3号給

を

3級1号給
2級7号給
1級5号給

に改める。

2級2号給
1級8号給

2級1号給
1級27号給



別表第20中	1 級 6 号 給	を	1 級 17 号 給	に改める。
	1 級 3 号 給		1 級 5 号 給	
	1 級 4 号 給		1 級 9 号 給	
	1 級 3 号 給		1 級 5 号 給	

別表第21中	2 級 2 号 給	を	2 級 1 号 給	に改め、同表備考 3 中「1 級 2 号 給」を「1 級 1 号 給」に、「1
	1 級 5 号 給		1 級 15 号 給	
	1 級 3 号 給		1 級 5 号 給	
	1 級 2 号 給		1 級 1 号 給	

級 3 号 給」を「1 級 5 号 給」に改める。

別表第22中	1 級 10 号 給	を	1 級 33 号 給	に改める。
	1 級 4 号 給		1 級 9 号 給	

別表第23中	2 級 2 号 給	を	2 級 1 号 給	に改める。
	2 級 5 号 給		2 級 13 号 給	
	2 級 2 号 給		2 級 1 号 給	
	2 級 2 号 給		2 級 1 号 給	
	1 級 6 号 給		1 級 17 号 給	
	1 級 4 号 給		1 級 11 号 給	
	2 級 2 号 給		2 級 1 号 給	
	1 級 6 号 給		1 級 17 号 給	
	2 級 2 号 給		2 級 1 号 給	
	1 級 4 号 給		1 級 11 号 給	
	2 級 2 号 給		2 級 1 号 給	
	1 級 4 号 給		1 級 11 号 給	
	2 級 2 号 給		2 級 1 号 給	
	1 級 6 号 給		1 級 17 号 給	
	2 級 2 号 給		2 級 1 号 給	
	1 級 6 号 給		1 級 17 号 給	
	1 級 6 号 給		1 級 17 号 給	
	1 級 4 号 給		1 級 11 号 給	
	1 級 3 号 給		1 級 7 号 給	
	1 級 4 号 給		1 級 11 号 給	
	1 級 2 号 給		1 級 1 号 給	
	1 級 6 号 給		1 級 17 号 給	
	1 級 4 号 給		1 級 11 号 給	
	1 級 2 号 給		1 級 1 号 給	
1 級 4 号 給	1 級 11 号 給			
1 級 2 号 給	1 級 1 号 給			

別表第23中 「

視能訓練士	大 学 卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給

を

「

視能訓練士	大 学 卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
言語聴覚士	大 学 卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給

に改める。

別表第24中 「

2級4号給
2級3号給
2級3号給
2級2号給
1級2号給

を

2級9号給
2級5号給
2級5号給
2級1号給
1級1号給

に改め、同表備考3中「2級5号給」を「2級13号給」に、「2

級4号給」を「2級9号給」に改める。

別表第25を次のように改める。

別表第25 (第22条関係)

行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6

23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	14
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	15
38	6	22	22	30	30	23	25	15
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	16
42	10	26	26	34	34	25	27	16
43	11	27	27	35	35	26	28	16
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	29	17
46	14	30	30	38	38	27	29	
47	15	31	31	39	39	28	30	
48	16	32	32	40	40	28	30	
49	17	33	33	41	41	29	31	
50	18	34	34	42	41	29	31	
51	19	35	35	43	42	29	32	
52	20	36	36	44	42	30	32	
53	21	37	37	45	43	30	33	
54	22	38	38	46	43	30	33	
55	23	39	39	47	44	31	34	
56	24	40	40	48	44	31	34	
57	25	41	41	49	45	31	35	
58	25	41	42	50	45	32	35	
59	26	42	43	51	46	32	36	
60	26	42	44	52	46	32	36	
61	27	43	45	53	47	33	37	
62	27	43	45	54	47	33		
63	28	44	45	55	48	34		
64	28	44	46	56	48	34		

65	29	45	46	57	49	35		
66	29	45	46	58	49	35		
67	30	46	47	59	50	36		
68	30	46	47	60	50	36		
69	31	47	47	61	51	37		
70	31	47	48	62	51	37		
71	32	48	48	63	52	38		
72	32	48	48	64	52	38		
73	33	49	49	65	53	39		
74	33	49	49	66	54	39		
75	34	49	49	67	55	40		
76	34	49	50	68	56	40		
77	35	50	50	69	57	41		
78	35	50	50	70	58			
79	36	50	51	71	59			
80	36	50	51	72	60			
81	37	51	51	73	61			
82	37	51	52	74	62			
83	38	51	52	75	63			
84	38	51	52	76	64			
85	39	52	53	77	65			
86	39	52	53	78				
87	40	52	53	79				
88	40	52	53	80				
89	41	53	54	81				
90	41	53	54	82				
91	42	53	54	83				
92	42	53	54	84				
93	43	53	55	85				
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	56					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	57					
102		55	57					
103		55	58					
104		56	58					
105		56	59					
106		56	59					

107		56	60					
108		56	60					
109		57	61					
110		57	61					
111		57	62					
112		57	62					
113		58	63					
114		58						
115		58						
116		58						
117		59						
118		59						
119		59						
120		59						
121		60						
122		60						
123		60						
124		60						
125		61						

別表第25の 2 を削る。

別表第26備考 1 を削り、同表備考 2 を同表備考とし、同表を別表第33とし、別表第25の次に次の 6 表を加える。

別表第26 ( 第22条関係 )

公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4

17	9	5	1	1	9	9	5	5
18	10	6	2	1	10	10	6	6
19	11	7	3	1	11	11	7	7
20	12	8	4	1	12	12	8	8
21	13	9	5	1	13	13	9	9
22	14	10	6	1	14	14	10	10
23	15	11	7	1	15	15	11	11
24	16	12	8	1	16	16	12	12
25	17	13	9	1	17	17	13	13
26	18	14	10	2	18	18	14	14
27	19	15	11	3	19	19	15	15
28	20	16	12	4	20	20	16	16
29	21	17	13	5	21	21	17	17
30	22	18	14	6	22	22	18	18
31	23	19	15	7	23	23	19	19
32	24	20	16	8	24	24	20	20
33	25	21	17	9	25	25	21	21
34	26	22	18	10	26	26	22	22
35	27	23	19	11	27	27	23	23
36	28	24	20	12	28	28	24	24
37	29	25	21	13	29	29	25	25
38	30	26	22	14	30	30	26	26
39	31	27	23	15	31	31	27	27
40	32	28	24	16	32	32	28	28
41	33	29	25	17	33	33	29	29
42	34	30	26	18	34	34	30	29
43	35	31	27	19	35	35	31	29
44	36	32	28	20	36	36	32	30
45	37	33	29	21	37	37	33	30
46	38	34	30	22	38	38	34	30
47	39	35	31	23	39	39	35	31
48	40	36	32	24	40	40	36	31
49	41	37	33	25	41	41	37	31
50	42	38	34	26	42	42	38	32
51	43	39	35	27	43	43	39	32
52	44	40	36	28	44	44	40	32
53	45	41	37	29	45	45	41	33
54	46	42	38	30	46	46	42	33
55	47	43	39	31	47	47	43	34
56	48	44	40	32	48	48	44	34
57	49	45	41	33	49	49	45	35
58	50	46	42	34	50	49	46	35

59	51	47	43	35	51	49	47	36
60	52	48	44	36	52	50	48	36
61	53	49	45	37	53	50	49	37
62	54	50	46	38	54	50	50	
63	55	51	47	39	55	51	51	
64	56	52	48	40	56	51	52	
65	57	53	49	41	57	51	53	
66	58	54	50	42	58	52	53	
67	59	55	51	43	59	52	54	
68	60	56	52	44	60	52	54	
69	61	57	53	45	61	53	55	
70	62	58	54	45	62	54	55	
71	63	59	55	46	63	55	56	
72	64	60	56	46	64	56	56	
73	65	61	57	47	65	57	57	
74	66	62	58	47	66	58	58	
75	67	63	59	48	67	59	59	
76	68	64	60	48	68	60	60	
77	69	65	61	49	69	61	61	
78	70	66	62	50	70	62		
79	71	67	63	51	71	63		
80	72	68	64	52	72	64		
81	73	69	65	53	73	65		
82	74	70	66	54	74	65		
83	75	71	67	55	75	66		
84	76	72	68	56	76	66		
85	77	73	69	57	77	67		
86	78	74	69	57	78			
87	79	75	70	58	79			
88	80	76	70	58	80			
89	81	77	71	59	81			
90	81	78	71	59	82			
91	82	79	72	60	83			
92	82	80	72	60	84			
93	83	81	73	61	85			
94	83	82	74	61				
95	84	83	75	61				
96	84	84	76	62				
97	85	85	77	62				
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				

101	89	89	81	63				
102	90	90	82	64				
103	91	91	83	64				
104	92	92	84	64				
105	93	93	85	65				
106	93	93	86	66				
107	94	94	87	67				
108	94	94	88	68				
109	95	95	89	69				
110	95	95	89	70				
111	96	96	90	71				
112	96	96	90	72				
113	97	97	91	73				
114	97	98	91	73				
115	98	99	92	74				
116	98	100	92	74				
117	99	101	93	75				
118	99	101	94	75				
119	100	101	95	76				
120	100	102	96	76				
121	101	102	97	77				
122	101	102	98	78				
123	102	103	99	79				
124	102	103	100	80				
125	103	103	101	81				
126		104	101					
127		104	102					
128		104	102					
129		105	103					
130		105	103					
131		106	104					
132		106	104					
133		107	105					
134		107	106					
135		108	107					
136		108	108					
137		109	109					
138		109	110					
139		109	111					
140		110	112					
141		110	113					
142		110						



143		111					
144		111					
145		111					

## 別表第27 ( 第22条関係 )

## 海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	2
15	1	1	1	3
16	1	1	1	4
17	1	1	1	5
18	1	2	2	6
19	1	3	3	7
20	1	4	4	8
21	1	5	5	9
22	1	6	6	10
23	1	7	7	11
24	1	8	8	12
25	1	9	9	13
26	1	10	10	14
27	1	11	11	15
28	1	12	12	16
29	1	13	13	17
30	1	14	14	18
31	1	15	15	19
32	1	16	16	20
33	1	17	17	21
34	1	18	18	22

35	1	19	19	23
36	1	20	20	24
37	1	21	21	25
38	2	22	21	26
39	3	23	22	27
40	4	24	22	28
41	5	25	23	29
42	6	25	23	30
43	7	26	24	31
44	8	26	24	32
45	9	27	25	33
46	10	27	25	34
47	11	28	26	35
48	12	28	26	36
49	13	29	27	37
50	14	29	27	37
51	15	30	28	37
52	16	30	28	38
53	17	31	29	38
54	17	31	30	38
55	17	32	31	39
56	18	32	32	39
57	18	33	33	39
58	18	33	33	40
59	19	34	33	40
60	19	34	34	40
61	19	35	34	41
62	20	35	34	41
63	20	36	35	42
64	20	36	35	42
65	21	37	35	43
66	21	37	36	43
67	22	38	36	44
68	22	38	36	44
69	23	39	37	45
70	23		37	45
71	24		37	46
72	24		37	46
73	25		38	47
74	25		38	47
75	26		38	48
76	26		38	48

77	27		39	49
78	27		39	50
79	28		39	51
80	28		39	52
81	29		40	53
82	29		40	54
83	30		40	55
84	30		40	56
85	31		41	57
86			41	58
87			41	59
88			41	60
89			42	61
90			42	
91			42	
92			42	
93			43	
94			43	
95			43	
96			43	
97			44	
98			44	
99			44	
100			44	
101			45	

## 別表第28 ( 第22条関係 )

## 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1

13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	22	14	29	21
47	23	15	30	22
48	24	16	30	22
49	25	17	31	23
50	25	17	31	23
51	26	18	32	24
52	26	18	32	24
53	27	19	33	25
54	27	19	34	25

55	28	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	27
58	30	21	37	27
59	31	22	38	28
60	32	22	38	28
61	33	23	39	29
62	33	23	39	29
63	34	24	40	29
64	34	24	40	30
65	35	25	41	30
66	35	25	41	30
67	36	26	41	31
68	36	26	42	31
69	37	27	42	31
70	37	27	42	32
71	38	28	43	32
72	38	28	43	32
73	39	29	43	33
74	39	29	44	
75	40	30	44	
76	40	30	44	
77	41	31	45	
78	41	31	45	
79	42	32	46	
80	42	32	46	
81	43	33	47	
82	43	33	47	
83	44	33	48	
84	44	34	48	
85	45	34	49	
86	46	34	49	
87	47	35	50	
88	48	35	50	
89	49	35	51	
90	49	36		
91	50	36		
92	50	36		
93	51	37		
94	51	37		
95	52	37		
96	52	38		

97	53	38		
98	54	38		
99	55	39		
100	56	39		
101	57	39		
102	57	40		
103	58	40		
104	58	40		
105	59	41		
106	59	41		
107	60	41		
108	60	42		
109	61	42		
110	61	42		
111	61	43		
112	62	43		
113	62	43		
114	62	44		
115	63	44		
116	63	44		
117	63	45		
118	64	45		
119	64	46		
120	64	46		
121	65	47		

別表第29 (第22条関係)

医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1

13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	2	1	1
19	1	3	1	1
20	1	4	1	1
21	1	5	1	1
22	2	6	1	1
23	3	7	1	1
24	4	8	1	1
25	5	9	1	1
26	6	10	2	1
27	7	11	3	1
28	8	12	4	1
29	9	13	5	1
30	10	14	6	1
31	11	15	7	1
32	12	16	8	1
33	13	17	9	1
34	14	18	10	1
35	15	19	11	1
36	16	20	12	1
37	17	21	13	1
38	18	22	14	1
39	19	23	15	1
40	20	24	16	1
41	21	25	17	1
42	22	26	18	1
43	23	27	19	1
44	24	28	20	1
45	25	29	21	1
46	26	30	22	2
47	27	31	23	3
48	28	32	24	4
49	29	33	25	5
50	29	34	26	6
51	29	35	27	7
52	30	36	28	8
53	30	37	29	9
54	30	37	30	9

55	31	38	31	10
56	31	38	32	10
57	31	39	33	11
58	32	39	34	11
59	32	40	35	12
60	32	40	36	12
61	33	41	37	13
62	33	41	37	13
63	34	42	38	14
64	34	42	38	14
65	35	43	39	15
66		43	39	
67		44	40	
68		44	40	
69		45	41	
70		45	41	
71		45	42	
72		46	42	
73		46	43	
74		46	43	
75		47	44	
76		47	44	
77		47	45	
78		48	45	
79		48	46	
80		48	46	
81		49	47	
82		49	47	
83		49	48	
84		50	48	
85		50	49	
86		50	49	
87		51	50	
88		51	50	
89		51	51	
90		52		
91		52		
92		52		
93		53		
94		53		
95		54		
96		54		



97

55

## 別表第30 ( 第22条関係 )

## 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20

37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	26
49	29	33	37	33	33	26
50	29	34	38	33	33	26
51	30	35	39	34	34	27
52	30	36	40	34	34	27
53	31	37	41	35	35	27
54	31	38	42	35	35	28
55	32	39	43	36	36	28
56	32	40	44	36	36	28
57	33	41	45	37	37	29
58	34	42	46	38	37	29
59	35	43	47	39	37	30
60	36	44	48	40	38	30
61	37	45	49	41	38	31
62	37	46	50	41	38	31
63	38	47	51	41	39	32
64	38	48	52	42	39	32
65	39	49	53	42	39	33
66	39	50	54	42	40	
67	40	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	41	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	42	
72	42	54	60	44	42	
73	43	55	61	45	43	
74	43	55	61	45	43	
75	44	56	62	45	44	
76	44	56	62	45	44	
77	45	57	63	46	45	
78	45	57	63	46	45	

79	45	58	64	46	46	
80	46	58	64	46	46	
81	46	59	65	47	47	
82	46	59	65	47	47	
83	47	60	66	47	48	
84	47	60	66	47	48	
85	47	61	67	48	49	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	49		
90		62	70	49		
91		62	71	49		
92		62	72	50		
93		62	73	50		
94		62	73	50		
95		63	74	51		
96		63	74	51		
97		63	75	51		
98		63	75	52		
99		63	76	52		
100		64	76	52		
101		64	77	53		
102		64	77	53		
103		64	78	54		
104		64	78	54		
105		65	79	55		
106			79			
107			80			
108			80			
109			81			
110			81			
111			82			
112			82			
113			83			

別表第31 ( 第22条関係 )

医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1

3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28

45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	37
54	38	30	42	38	31	38
55	39	31	43	39	32	39
56	40	32	44	40	32	40
57	41	33	45	41	33	41
58	42	34	46	42	33	41
59	43	35	47	43	34	42
60	44	36	48	44	34	42
61	45	37	49	45	35	43
62	46	38	50	46	35	43
63	47	39	51	47	36	44
64	48	40	52	48	36	44
65	49	41	53	49	37	45
66	50	42	54	50	37	46
67	51	43	55	51	38	47
68	52	44	56	52	38	48
69	53	45	57	53	39	49
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	42	
77	61	53	65	57	42	
78	62	54	66	58	42	
79	63	55	67	59	43	
80	64	56	68	60	43	
81	65	57	69	61	43	
82	65	58	70	61	44	
83	66	59	71	62	44	
84	66	60	72	62	44	
85	67	61	73	63	45	
86	67	62	74	63	45	

87	68	63	75	64	45	
88	68	64	76	64	46	
89	69	65	77	65	46	
90	70	66	78	65	46	
91	71	67	79	66	47	
92	72	68	80	66	47	
93	73	69	81	67	47	
94	74	70	82	67		
95	75	71	83	68		
96	76	72	84	68		
97	77	73	85	69		
98	77	74	85	70		
99	78	75	86	71		
100	78	76	86	72		
101	79	77	87	73		
102	79	78	87	73		
103	80	79	88	74		
104	80	80	88	74		
105	81	81	89	75		
106	81	81	90	75		
107	81	81	91	76		
108	82	82	92	76		
109	82	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111	83	83	95	79		
112	83	83	96	80		
113	83	83	97	81		
114	84	84	98			
115	84	84	99			
116	84	84	100			
117	85	85	101			
118	85	85	101			
119	85	85	102			
120	85	86	102			
121	86	86	103			
122	86	86	103			
123	86	87	104			
124	86	87	104			
125	87	87	105			
126	87	88				
127	87	88				
128	87	88				

129	88	89				
130	88	89				
131	88	89				
132	88	90				
133	89	90				
134	89	90				
135	89	91				
136	90	91				
137	90	91				
138	90	92				
139	91	92				
140	91	92				
141	91	93				
142	92	93				
143	92	93				
144	92	94				
145	93	94				
146	93	94				
147	93	95				
148	93	95				
149	94	95				
150	94	96				
151	94	96				
152	94	96				
153	95	97				
154	95					
155	95					
156	95					
157	96					
158	96					
159	96					
160	96					
161	97					
162	97					
163	97					
164	98					
165	98					
166	98					
167	99					
168	99					
169	99					

別表第32(第29条関係)

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	8号給以上	6号給	4号給	2号給
	4号給以上	3号給	2号給	1号給

備考 この表に定める上段の号給数は、条例第4条第7項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
(改正条例附則第2項適用職員の在級年数等に関する経過措置)
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第76号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定によりその者の平成18年4月1日(以下「施行日」という。)における職務の級を定められた職員(以下「改正条例附則第2項適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第8から別表第14までの級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。
  - (1) 施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が行政職給料表の2級若しくは5級又は公安職給料表の5級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に施行日の前日まで引き続き在職していた期間
  - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に施行日の前日まで引き続き在職していた期間
- 3 改正条例附則第2項適用職員に係る施行日以後の職務の級の1級上位の級への昇格(施行日から平成19年3月31日までの間における改正後の規則第18条の規定によるものに限る。)については、同条第2項中「現に属する職務の級において1年以上」とあるのは「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級(以下、この項において「旧級」という。)が、行政職給料表の2級若しくは5級又は公安職給料表の5級(以下、この項において「特定の職務の級」という。)であった職員にあっては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに改正条例附則第2項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算1年以上、旧級が同条例附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった職員にあっては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。  
(施行日における昇格又は降格の特例)
- 4 施行日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号給を施行日の前日に受けていたものとみなして改正後の規則第22条又は第23条の規定を適用する。  
(昇給区分の決定にかかる経過措置)
- 5 職員を改正後の規則第29条第2項各号に規定する昇給区分に決定することができない任命権者にあっては、当分の間、同条第1項から第5項まで及び第9項の規定は適用しない。
- 6 前項の規定の適用を受ける任命権者において、改正後の規則第27条に定める日に同条に定める期間の勤務成績に応じて職員を昇給させる場合の号給数は、同規則第28条に規定する勤務成績の証明に基づき、職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数(職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)第4条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、括弧書に定める号給数)とする。ただし、第2号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。
  - (1) 勤務成績が良好である職員 4号給(2号給)
  - (2) 勤務成績が良好であると認められない職員 2号給又は昇給しない(1号給又は昇給しない)
- 7 第5項の規定の適用を受ける任命権者における改正後の規則第29条第6項から第8項までの規定の適用については、



同条第 6 項中「第 1 項」とあるのは「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年島根県人事委員会規則第 5 号。以下「改正規則」という。）附則第 6 項」と、同条第 7 項中「第 1 項」とあるのは「改正規則附則第 6 項」と、同条第 8 項中「第 1 項、第 6 項」とあるのは「改正規則附則第 6 項、この規則第 6 項」とする。

（平成19年 1 月 1 日までの間における昇給の号給数の特例）

- 8 平成19年 1 月 1 日までの間における改正後の規則第29条第 3 項第 1 号及び第 6 項の規定の適用については、同条第 3 項第 1 号中「昇給日前 1 年間」とあるのは「平成18年 4 月 1 日から同年12月31日までの期間」と、同条第 6 項中「前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第22条第 3 項若しくは第37条の規定により号給を決定された職員」とあるのは「平成19年 1 月 1 日における職員」と、「その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年 4 月 1 日（同日後に新たに職員となった者又は同日後に第22条第 3 項若しくは第37条の規定により号給を決定された職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日）」とする。

（職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 9 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成 2 年島根県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項を削り、附則第 6 項を附則第 5 項とする。

- 10 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成 8 年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項から附則第13項までを削り、附則第 1 項の見出しを削り、同項中「（以下「改正後の規則」という。）」を削り、同項の項番号を削る。

附則別表第 1 及び附則別表第 2 を削る。

- 11 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成15年島根県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

---

最高号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

#### 島根県人事委員会規則第 6 号

最高号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則

（最高号給を超える給料月額の切替え）

- 第 1 条 平成18年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）別表第 1 から別表第 5 までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）が施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて別表に定める号給

- (2) 旧級が行政職給料表の 1 級である職員のうち旧給料月額が旧級に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられていないものの 人事委員会の定める号給

- (3) 前各号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 5 条第 4 項の規定による給料月額の切替え）

第2条 施行日の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第7号)第5条第4項の規定による給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円	円
976,000	913,000
988,000	922,000

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定による給料月額の切替え)

第3条 施行日の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)第4条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円	円
988,000	922,000

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
		365,400	85	85	86	86
4級	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
5級	383,000	109	110	111	112	113
6級	418,700	89	90	91	92	93
7級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45
11級	580,300	37	38	39	40	41

## イ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間					
	旧給料月額	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
2 級	384,900	129	130	131	132	133
	387,400	133	134	135	136	137
	389,900	137	138	139	140	141
	392,400	141	142	143	144	145
3 級	417,200	137	138	139	140	141
4 級	428,200	109	110	111	112	113
	431,000	113	114	115	116	117
	433,800	117	118	119	120	121
	436,600	121	122	123	124	125
5 級	434,300	117	118	119	120	121
	437,300	121	122	123	124	125
6 級	457,300	89	90	91	92	93
7 級	465,800	77	78	79	80	81
	469,300	81	82	83	84	85
8 級	487,000	69	70	71	72	73
	490,600	73	74	75	76	77
9 級	500,900	53	54	55	56	57
	504,800	57	58	59	60	61
10 級	522,000	37	38	39	40	41
	526,200	41	42	43	44	45

## ウ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間					
	旧給料月額	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
2 級	371,700	113	114	115	116	117
	374,400	117	118	119	120	121
5 級	579,900	69	70	71	72	73

## エ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間					
	旧給料月額	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
2 級	515,800	89	90	91	92	93
	519,200	93	94	95	96	97
3 級	572,000	81	82	83	84	85
	576,100	85	86	87	88	89
4 級	604,900	57	58	59	60	61
	609,500	61	62	63	64	65

オ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間					
	旧給料月額	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
4 級	386,900	101	102	103	104	105
5 級	424,900	81	82	83	84	85
7 級	491,600	49	50	51	52	53

カ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間					
	旧給料月額	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12 月未満	12 月以上
1 級	321,000	161	162	163	164	165
	322,800	165	166	167	168	169
2 級	369,600	149	150	151	152	153
3 級	396,600	121	122	123	124	125
4 級	408,600	105	106	107	108	109
	411,000	109	110	111	112	113
5 級	428,900	85	86	87	88	89
	431,400	89	90	91	92	93

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 7 号

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第76号。以下「改正条例」という。）附則第 8 項から第10項までの規定による給料の切替えに伴う経過措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員条例 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）をいう。
- (2) 初任給規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第 7 号）をいう。
- (3) 改正前の初任給規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年島根県人事委員会規則第 5 号）による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則をいう。
- (4) 施行日 平成18年 4 月 1 日をいう。
- (5) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給規則別表第18から別表第24までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (6) 基準級 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（改正条例附則第 2 項の規定により施行日における職務の級を定められた職員にあっては、施行日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する改正条例附則別表第 1 の新級欄に掲げる職務の級）をいう。
- (7) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。

(8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。

- ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第 2 項の規定により休職にされていた期間
- イ 法第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けていた期間
- ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年島根県条例第 4 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣されていた期間
- エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第 2 条の規定により育児休業をしていた期間
- オ 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）第 6 条、第 7 条又は第12条に規定する休暇の承認を受けていた期間
- カ 職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第 4 号）第 2 条の規定により休職にされていた期間
- キ 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第 2 条第 1 項の規定により派遣されていた期間

(9) 復職時調整 初任給規則第37条の 2、育児休業法第 7 条又は公益法人等派遣条例第 6 条の規定による号給の調整をいう。

(10) 再任用職員異動 法第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員について行う職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第 9 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条の規定により定められた 1 週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。

(11) 人事交流等職員 施行日以降に、国家公務員、他の地方公共団体に勤務する者（初任給規則第25条の適用を受ける者を除く。）その他人事委員会がこれらに準ずると認める者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。

（改正条例附則第 8 項の人事委員会規則で定める職員）

第 3 条 改正条例附則第 8 項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 施行日以降に初任給基準異動をした職員
- (2) 施行日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
- (3) 施行日前に休職等期間がある職員であって、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたものの
- (4) 施行日以降に再任用職員異動をした職員
- (5) 施行日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

（改正条例附則第 9 項の規定による給料の支給）

第 4 条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の 2 以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第 9 項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第 5 号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日に当該異動があったものとした場合（施行日以降にこれらの異動が 2 回以上あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に改正前の初任給規則第24条及び第25条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第 5 号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が改正条例附則別表第 1 の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級）に降格をしたものとした場合（施行日以降に基準級より下位の職務の級への降格を 2 回以上した場合にあっては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の初任給規則第23条の規定の例により同

日において受けることとなる給料月額に相当する額

(3) 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。)施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第37条の2又は改正条例附則第20項、第21項の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)第6条、公益法人等派遣条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 再任用職員異動をした場合 改正条例第1条による改正前の職員条例別表第1から別表第7までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(当該再任用職員異動後に法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)

(5) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(改正条例附則第10項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が施行日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第9項の規定による給料の額に相当する額を、同条例附則第10項の規定による給料として支給する。

3 初任給規則第15条第1号及び第16条の規定に基づき、号給を決定された職員であって、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に採用されたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額に達しないこととなるものには、あらかじめ人事委員会の承認を得てその差額に相当する額を、改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

(この規則により難しい場合の措置)

第6条 改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第8号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「給料月額」を「号給」に、「号給を基準」を「号給を基礎」に、「第16条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号から第3号まで又は第16条の3第1項第1号若しくは第3号」を「第16条の2第1項又は第

16条の3第1項」に改め、同条第2項中「給料月額」を「号給」に改める。

第11条中「の数」の次に「に4を乗じて得た数」を加える。

第12条第1項中「、切り捨てる。）」の次に「に4を乗じて得た数」を、「号数とする号給」の次に「(経験年数を考慮し人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)」を加える。

第13条、第14条、第14条の2及び第15条第3項第1号並びに第2号中「又は給料月額」を削る。

第16条の2の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項を次のように改める。

教育職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第9の2及び別表第9の3に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第16条の2第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前2項」に、「給料月額」を「号給」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項を同条第4項とし、同項を次のように改める。

降格(教育職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)した教育職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする。

第16条の2第7項中「給料月額」を「号給」に、「第1項各号」を「第1項」に改め、同項を同条第5項とする。

第16条の3の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項を次のように改める。

教育職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

第16条の3第3項中「による教育職員の給料月額が部内の他の教育職員との均衡を著しく失すると認められるときは」を「により教育職員の号給を決定することが著しく不適當であると認められる場合には」に、「給料月額を」を「号給を」に改める。

第16条の3第4項中「給料月額」を「号給」に、「第1項各号」を「第1項」に改める。

第17条第2項中「又は給料月額」を削り、同項第1号中「昭和32年4月1日(以下「適用日」という。)以降に新たに教育職員となった者(次号に規定する者を除く。))については」を「次号に掲げる教育職員以外の教育職員については、」に、「時」を「とき」に、「初任給を基準」を「初任給を基礎」に改め、同項第2号中「適用日の前日から引き続き在職する教育職員及び適用日以降に」を「その初任給の決定に当たり」に改める。

第17条の2第2項中「又は給料月額」を削る。

第17条の3から第17条の6までを削る。

第18条から第22条までを次のように改める。

(昇給日等)

第18条 条例第11条第1項に規定する人事委員会規則で定める日は、第22条に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とし、同項に規定する人事委員会規則で定める期間は、昇給日前1年間とする。

(勤務成績の証明)

第19条 条例第11条第1項の規定による昇給(第22条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。)は、当該教育職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない教育職員は、昇給しない。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第20条 教育職員を条例第11条第1項の規定により昇給させる場合の号給数は、当該教育職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)に応じて別表第9の4に定める昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された教育職員は、昇給しない。

2 教育職員の昇給区分は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該教育職員が次の各号に掲げる教育職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲

げる教育職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である教育職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である教育職員 B
- (3) 勤務成績が良好である教育職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない教育職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない教育職員 E

3 次の各号に掲げる教育職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに教育職員となった者にあつては、新たに教育職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない教育職員(前項第5号に該当する教育職員及び次号に掲げる教育職員を除く。) D
- (2) 人事委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない教育職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる教育職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

5 任命権者において、前3項の規定により昇給区分を決定する教育職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する教育職員の数の割合は、人事委員会の定める割合に概ね合致していなければならない。

6 前年の昇給日後に新たに教育職員となった者又は同日後に第16条の2第3項若しくは第23条の規定により号給を決定された教育職員の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに教育職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月末満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月末満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる教育職員は、昇給しない。

7 初任給の決定その他の事情を考慮し、部内の他の教育職員との均衡上特段の措置が必要と認められる教育職員の昇給の号給数は、第1項又は前項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、第1項又は前項の規定による号給数に、その事情に応じて人事委員会が認める号給数を加えて得た号給数とすることができる。

8 第1項、第6項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第17条第1項若しくは第17条の2第1項に規定する異動をした教育職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる教育職員の昇給の号給数は、第1項、第6項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

9 一の昇給日において、第2項の規定により昇給区分をA又はBに決定する教育職員の昇給の号給数及び第7項の規定により加える号給数(人事委員会が定めるものに限る。)の合計は、任命権者の教育職員の定員、第5項の人事委員会の定める割合等を考慮して任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。ただし、これにより難い場合で、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りではない。

(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)

第21条 条例第11条第3項に規定する55歳以上の教育職員で人事委員会規則で定めるものは、当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に在職する教育職員とする。

(研修、表彰等による昇給)

第22条 勤務成績が良好である教育職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会の定めるところにより、あらかじめ人事委員会の承認を得て、当該各号の定める日に、条例第11条第1項の規定による昇給をさせることができる。



- (1) あらかじめ人事委員会の承認を得た教育職員の研修に参加し、その成績が特に良好なものと認定された場合 成績の認定後速やかな時期
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があり、人事委員会の承認した表彰を受けた場合 表彰を受けた後速やかな時期
- (3) 公務（外国機関等派遣教育職員及び公益法人等派遣教育職員の派遣先の業務を含む。）のため死亡し、又は重度障害を有することとなった場合 死亡し、又は重度障害を有することとなった日

第22条の次に次の 1 条を加える。

（最高号給を受ける教育職員についての適用除外）

第22条の 2 第18条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける教育職員には、適用しない。

第23条から第25条の 2 までを削る。

第25条の 3 を第23条とする。

第25条の 4 の見出し中「号給等」を「号給」に改め、同条中「専従許可」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可（以下この条において「専従許可」という。）」に、「復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、次の各号に定めるところにより、その者の号給又は給料月額」を「、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第10の休職期間等調整換算表により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給」に改め、同条第 1 号から第 4 号を削り、同条を第24条とする。

第25条の 5 第 1 項中「又は給料月額」及び「（昇給期間の短縮を含む。）」を削り、「むかつて」を「向かって」に改め、同条第 2 項中「又は給料月額」及び「（昇給期間の短縮を含む。）」を削り、同条を第25条とする。

第26条中「調整基本額」の次に「（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を、「）を乗じて得た額」の次に「とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を加える。

第37条第 2 号中「第 5 号、」を削る。

第40条の 4 第 1 項中「 4 級」を「 3 級」に改める。

第41条第 5 項第 1 号中「100分の105」を「100分の145」に、「100分の135」を「100分の185」に改める。

第43条第 1 項第 1 号中「職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし、」を削る。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3

大学教育職給料表級別資格基準表

職 種	職務の級		1 級	2 級	3 級
	学歴免許				
教 授	大 学 卒			0	3
	短 大 卒			0	9
助 教 授	大 学 卒		0	6	3
	短 大 卒		0	6	9

講 師	大 学 卒		6	
		0	6	
助 手	短 大 卒		6	
		0	9	
助 手	大 学 卒			
		0		
助 手	短 大 卒			
		2.5		

別表第4の備考以外の部分を次のように改める。

別表第4

高等学校等教育職給料表級別資格基準表

職 種	職務の級		1 級	2 級
	学歴免許			
校 長	大 学 卒			0
	短 大 卒			0
教 頭	大 学 卒			0
	短 大 卒			0
教諭、講師（人事委員会が定めるものに限る。）及び養護教諭	大 学 卒			0
	短 大 卒		0	2.5
助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	大 学 卒		0	別に定める
	短 大 卒		0	別に定める
	高 校 卒		0	別に定める

別表第8中

1 級11号給	を	1 級37号給	に改める。
1 級 9 号給		1 級29号給	
1 級 5 号給		1 級13号給	
1 級 2 号給		1 級 1 号給	

別表第9中

2 級 9 号給	を	2 級29号給	に改める。
2 級 5 号給		2 級13号給	
2 級 2 号給		2 級 1 号給	
1 級 4 号給		1 級11号給	

1 級 7 号給	1 級21号給
1 級 4 号給	1 級11号給
1 級 2 号給	1 級 1 号給

別表第 9 の 2 を次のように改める。

別表第 9 の 2 ( 第16条の 2 関係 )

大学教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	2	1
15	1	3	1
16	1	4	1
17	1	5	1
18	1	6	1
19	1	7	1
20	1	8	1
21	1	9	1
22	2	10	1
23	3	11	1
24	4	12	1
25	5	13	1
26	6	14	1
27	7	15	1
28	8	16	1
29	9	17	1
30	10	18	2
31	11	19	3
32	12	20	4
33	13	21	5

34	14	22	6
35	15	23	7
36	16	24	8
37	17	25	9
38	18	26	10
39	19	27	11
40	20	28	12
41	21	29	13
42	22	30	14
43	23	31	15
44	24	32	16
45	25	33	17
46	26	34	18
47	27	35	19
48	28	36	20
49	29	37	21
50	30	38	21
51	31	39	22
52	32	40	22
53	33	41	23
54	33	41	23
55	33	42	24
56	34	42	24
57	34	43	25
58	34	43	25
59	35	44	25
60	35	44	26
61	35	45	26
62	36	46	26
63	36	47	27
64	36	48	27
65	37	49	27
66	37	50	28
67	38	51	28
68	38	52	28
69	39	53	29
70	39	54	29
71	40	55	30
72	40	56	30
73	41	57	31
74	41	57	31
75	42	58	32

76	42	58	32
77	43	59	33
78	43	59	33
79	44	60	33
80	44	60	34
81	45	61	34
82	45	61	34
83	46	62	35
84	46	62	35
85	47	63	35
86	47	63	36
87	48	64	36
88	48	64	36
89	49	65	37
90	49	65	
91	49	66	
92	49	66	
93	50	67	
94	50	67	
95	50	68	
96	50	68	
97	51	69	
98	51	69	
99	51	70	
100	51	70	
101	52	71	
102	52	71	
103	52	72	
104	52	72	
105	53	73	
106	53		
107	53		
108	54		
109	54		
110	54		
111	55		
112	55		
113	55		
114	56		
115	56		
116	56		
117	57		

118	57		
119	57		
120	57		
121	58		
122	58		
123	58		
124	58		
125	59		
126	59		
127	59		
128	59		
129	60		

別表第9の3を次のように改める。

別表第9の3(第16条の2関係)

高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1

25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	26	1	6
47	27	1	7
48	28	1	8
49	29	1	9
50	30	1	10
51	31	1	11
52	32	1	12
53	33	1	13
54	33	2	14
55	34	3	15
56	34	4	16
57	35	5	17
58	35	6	18
59	36	7	19
60	36	8	20
61	37	9	21
62	37	10	22
63	38	11	23
64	38	12	24
65	39	13	25
66	39	14	26

67	40	15	27
68	40	16	28
69	41	17	29
70	42	18	30
71	43	19	31
72	44	20	32
73	45	21	33
74	45	22	34
75	46	23	35
76	46	24	36
77	47	25	37
78	47	26	
79	48	27	
80	48	28	
81	49	29	
82	49	30	
83	49	31	
84	50	32	
85	50	33	
86	50	34	
87	51	35	
88	51	36	
89	51	37	
90	52	38	
91	52	39	
92	52	40	
93	53	41	
94	53	42	
95	54	43	
96	54	44	
97	55	45	
98	55	46	
99	56	47	
100	56	48	
101	57	49	
102	57	49	
103	58	50	
104	58	50	
105	59	51	
106	59	51	
107	60	52	
108	60	52	



109	61	53	
110	61	53	
111	61	54	
112	61	54	
113	62	55	
114	62	55	
115	62	56	
116	62	56	
117	63	57	
118	63	57	
119	63	58	
120	63	58	
121	64	59	
122	64	59	
123	64	60	
124	64	60	
125	65	61	
126	65	61	
127	65	61	
128	65	61	
129	65	62	
130	65	62	
131	65	62	
132	66	62	
133	66	63	
134	66	63	
135	66	63	
136	66	63	
137	66	64	
138	66		
139	67		
140	67		
141	67		
142	67		
143	67		
144	67		
145	67		
146	68		
147	68		
148	68		
149	68		
150	68		

151	68		
152	68		
153	69		

別表第9の3の次に次の1表を加える。

別表第9の4(第20条関係)

昇 給 号 給 数 表

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	8号給以上	6号給	4号給	2号給
	4号給以上	3号給	2号給	1号給

備考 この表に定める上段の号給数は、条例第11条第3項の規定の適用を受ける教育職員以外の教育職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける教育職員に適用する。

別表第10の備考1を削り、同表の備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

別表第11の2を次のように改める。

別表第11の2(第26条関係)

給 料 の 調 整 額 の 調 整 基 本 額 表

ア 大学教育職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1級	10,500円
2級	11,900円
3級	12,700円
4級	15,100円

イ 高等学校等教育職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1級	9,000円
2級	11,100円
3級	12,200円
4級	13,200円

別表第13大学の部100分の12の項中「大学就職部長」を「大学キャリアセンター長」に改め、同表高等学校大学学生生活部長を「大学学生生活部長」に改め、同表高等学校大学アドミッションセンター長を「大学アドミッションセンター長」に改め、

盲学校ろう学校養護学校の部100分の16の項中「、松江ろう学校」を「、松江ろう学校、松江養護学校」に改め、同表同部100分の14の項中「、益田産業高等学校」を「、益田産業高等学校、益田翔陽高等学校」に改め、「、松江養護学校」を削る。

別表第17を次のように改める。

## 別表第17 ( 第43条関係 )

## 高等学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員に対する義務教育等教員特別手当の月額表

教育職員 の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		1	5,000円	6,300円	12,800円
	2	5,000	6,300	12,800	17,100
	3	5,000	6,300	12,800	17,100
	4	5,000	6,300	12,800	17,100
	5	5,200	6,600	13,200	17,500
	6	5,200	6,600	13,200	17,500
	7	5,200	6,600	13,200	17,500
	8	5,200	6,600	13,200	17,500
	9	5,400	7,000	13,600	17,900
	10	5,400	7,000	13,600	17,900
	11	5,400	7,000	13,600	17,900
	12	5,400	7,000	13,600	17,900
	13	5,600	7,300	14,000	18,300
	14	5,600	7,300	14,000	18,300
	15	5,600	7,300	14,000	18,300
	16	5,600	7,300	14,000	18,300
	17	5,900	7,600	14,400	18,700
	18	5,900	7,600	14,400	18,700
	19	5,900	7,600	14,400	18,700
	20	5,900	7,600	14,400	18,700
	21	6,200	7,900	14,800	19,000
	22	6,200	7,900	14,800	19,000
	23	6,200	7,900	14,800	19,000
	24	6,200	7,900	14,800	19,000
	25	6,500	8,300	15,100	19,400
	26	6,500	8,300	15,100	19,400
	27	6,500	8,300	15,100	19,400
	28	6,500	8,300	15,100	19,400
	29	6,800	8,900	15,500	19,600
	30	6,800	8,900	15,500	19,600
	31	6,800	8,900	15,500	19,600
	32	6,800	8,900	15,500	19,600
	33	7,100	9,300	15,900	19,900
	34	7,100	9,300	15,900	19,900
	35	7,100	9,300	15,900	19,900
	36	7,100	9,300	15,900	19,900
	37	7,400	9,700	16,300	20,200
	38	7,400	9,700	16,300	20,200

再  
任  
用  
教  
育  
職  
員  
以  
外  
の  
教  
育  
職  
員

39	7,400	9,700	16,300	
40	7,400	9,700	16,300	
41	7,700	10,500	16,700	
42	7,700	10,500	16,700	
43	7,700	10,500	16,700	
44	7,700	10,500	16,700	
45	8,000	10,900	17,100	
46	8,000	10,900	17,100	
47	8,000	10,900	17,100	
48	8,000	10,900	17,100	
49	8,300	11,300	17,400	
50	8,300	11,300	17,400	
51	8,300	11,300	17,400	
52	8,300	11,300	17,400	
53	8,600	12,100	17,700	
54	8,600	12,100	17,700	
55	8,600	12,100	17,700	
56	8,600	12,100	17,700	
57	8,800	12,500	18,000	
58	8,800	12,500	18,000	
59	8,800	12,500	18,000	
60	8,800	12,500	18,000	
61	9,100	12,900	18,300	
62	9,100	12,900	18,300	
63	9,100	12,900	18,300	
64	9,100	12,900	18,300	
65	9,400	13,300	18,500	
66	9,400	13,300	18,500	
67	9,400	13,300	18,500	
68	9,400	13,300	18,500	
69	9,700	13,700	18,700	
70	9,700	13,700	18,700	
71	9,700	13,700	18,700	
72	9,700	13,700	18,700	
73	9,900	14,000	18,900	
74	9,900	14,000	18,900	
75	9,900	14,000	18,900	
76	9,900	14,000	18,900	
77	10,200	14,400	19,100	
78	10,200	14,400	19,100	
79	10,200	14,400	19,100	
80	10,200	14,400	19,100	

81	10,400	14,700		
82	10,400	14,700		
83	10,400	14,700		
84	10,400	14,700		
85	10,600	15,000		
86	10,600	15,000		
87	10,600	15,000		
88	10,600	15,000		
89	10,800	15,400		
90	10,800	15,400		
91	10,800	15,400		
92	10,800	15,400		
93	11,000	15,700		
94	11,000	15,700		
95	11,000	15,700		
96	11,000	15,700		
97	11,200	16,000		
98	11,200	16,000		
99	11,200	16,000		
100	11,200	16,000		
101	11,400	16,300		
102	11,400	16,300		
103	11,400	16,300		
104	11,400	16,300		
105	11,500	16,500		
106	11,500	16,500		
107	11,500	16,500		
108	11,500	16,500		
109	11,600	16,800		
110	11,600	16,800		
111	11,600	16,800		
112	11,600	16,800		
113	11,700	17,000		
114	11,700	17,000		
115	11,700	17,000		
116	11,700	17,000		
117	11,900	17,200		
118	11,900	17,200		
119	11,900	17,200		
120	11,900	17,200		
121	12,000	17,400		
122	12,000	17,400		

	123	12,000	17,400		
	124	12,000	17,400		
	125	12,100	17,600		
	126	12,100	17,600		
	127	12,100	17,600		
	128	12,100	17,600		
	129	12,300	17,700		
	130	12,300	17,700		
	131	12,300	17,700		
	132	12,300	17,700		
	133	12,400	17,800		
	134	12,400	17,800		
	135	12,400	17,800		
	136	12,400	17,800		
	137	12,500	17,900		
	138	12,500			
	139	12,500			
	140	12,500			
	141	12,600			
	142	12,600			
	143	12,600			
	144	12,600			
	145	12,800			
	146	12,800			
	147	12,800			
	148	12,800			
	149	12,900			
	150	12,900			
	151	12,900			
	152	12,900			
	153	13,000			
再任用教 育職員		8,000	9,700	12,800	16,300

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

( 改正条例附則第 2 項適用教育職員の在級年数等に関する経過措置 )

2 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ( 平成17年島根県条例第77号。以下「改正条例」という。 ) 附則第 2 項の規定によりその者の平成18年 4 月 1 日 ( 以下「施行日」という。 ) における職務の級を定められた教育職員 ( 以下「改正条例附則第 2 項適用教育職員」という。 ) に対するこの規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則 ( 以下「改正後の規則」という。 ) 別表第 3 及び別表第 4 の級別資格基準表の適用については、旧級に施行日の前日まで引き続き在職していた期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通

算する。

- 3 改正条例附則第 2 項適用教育職員に係る施行日以後の職務の級の 1 級上位の級へ昇格（施行日から平成19年 3 月31日までの間における改正後の規則第15条の規定によるものに限る。）については、同条第 2 項中「現に属する職務の級において 1 年以上」とあるのは「平成18年 3 月31日においてその者が属していた職務の級及び改正条例附則第 2 項の規定により定められた職務の級に通算 1 年以上」とする。

（施行日における昇格又は降格の特例）

- 4 施行日に昇格又は降格した教育職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号給を施行日の前日に受けていたものとみなして改正後の規則第16条の 2 又は第16条の 3 の規定を適用する。

（昇給区分の決定にかかる経過措置）

- 5 教育職員を改正後の規則第20条第 2 項各号に規定する昇給区分に決定することができない任命権者にあつては、当分の間、同条第 1 項から第 5 項まで及び第 9 項の規定は適用しない。

- 6 前項の規定の適用を受ける任命権者において、改正後の規則第18条に定める日に同条に定める期間の勤務成績に応じて教育職員を昇給させる場合の号給数は、同規則第19条に規定する勤務成績の証明に基づき、教育職員が次の各号に掲げる教育職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数（県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第 6 号）第11条第 3 項の規定の適用を受ける教育職員にあつては、括弧書に定める号給数）とする。ただし、第 2 号に掲げる教育職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

(1) 勤務成績が良好である教育職員 4 号給（ 2 号給）

(2) 勤務成績が良好であると認められない教育職員 2 号給又は昇給しない（ 1 号給又は昇給しない）

- 7 第 5 項の規定の適用を受ける任命権者における改正後の規則第20条第 6 項から第 8 項までの規定の適用については、同条第 6 項中「第 1 項」とあるのは「県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年島根県人事委員会規則第 8 号。以下「改正規則」という。）附則第 6 項」と、同条第 7 項中「第 1 項」とあるのは「改正規則附則第 6 項」と、同条第 8 項中「第 1 項、第 6 項」とあるのは「改正規則附則第 6 項、この規則第 6 項」とする。

（平成19年 1 月 1 日までの間における昇給の号給数の特例）

- 8 平成19年 1 月 1 日までの間における改正後の規則第20条第 3 項第 1 号及び第 6 項の規定の適用については、同条第 3 項第 1 号中「昇給日前 1 年間」とあるのは「平成18年 4 月 1 日から同年12月31日までの期間」と、同条第 6 項中「前年の昇給日後に新たに教育職員となった者又は同日後に第16条の 2 第 3 項若しくは第23条の規定により号給を決定された教育職員」とあるのは「平成19年 1 月 1 日における教育職員」と、「その者の新たに教育職員となった日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年 4 月 1 日（同日後に新たに教育職員となった者又は同日後に第16条の 2 第 3 項若しくは第23条の規定により号給を決定された教育職員にあつては、新たに教育職員となった日又は号給を決定された日）」とする。

（給料の調整額に関する経過措置）

- 9 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第 6 号）第17条の規定により給料の調整を行う職を占める教育職員（次項において「給料の調整額適用教育職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる教育職員には、この規則による改正後の規則第26条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教育職員に係る調整数を乗じて得た額（地方公務員法（昭和25年法律261号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員にあつては、その額に職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第 9 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

(1) 平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日まで 100分の100

(2) 平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31日まで 100分の75

(3) 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで 100分の50

(4) 平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで 100分の25

10 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から引き続き給料の調整額適用教育職員（第 3 号に該当する教育職員を除く。）である教育職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用教育職員となった教育職員（次号に該当する教育職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員を除く。） 施行日の前日に新たに給料の調整額適用教育職員になったとした場合に改正条例の規定による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎としてこの規則による改正前の規則第26条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった教育職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用教育職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用教育職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第26条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第10号。以下「切替規則」という。）第 4 条第 5 号に掲げる場合に該当することとなった教育職員にあつては、人事委員会の定める額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 切替規則第 4 条各号に掲げる場合に該当することとなった教育職員

- (4) 施行日以後に、国家公務員、他の地方公共団体に勤務する者（県立規則第17条の 2 の適用を受ける者を除く。）、教育職員の行う職務と同種の職務に従事していた者その他人事委員会がこれらに準ずると認める者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員 当該教育職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける教育職員であったものとみなして前 2 号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額（読替規定）

11 改正条例附則第 8 項から第10項の規定による給料を支給される教育職員に関する県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号。以下「県立規則」という。）第33条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と改正条例附則第 8 項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

12 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成 2 年島根県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を削り、附則第 4 項を附則第 3 項とし、附則第 5 項を附則第 4 項とする。

13 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成 8 年島根県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項から附則第13項までを削り、附則第19項中「第16項」を「第 5 項」に改め、附則第14項から附則第19項までを11項ずつ繰り上げる。

附則別表第 1 及び附則別表第 2 を削る。

14 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成15年島根県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

（雑則）

15 附則第 9 項及び附則第10項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。



最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替えに関する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第9号

最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替えに関する規則

平成18年4月1日(以下「施行日」という。)の前日において県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号。以下「条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(条例別表第2の備考の規定の適用を受ける教育職員にあっては、当該規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受けていた教育職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)が施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられている教育職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める教育職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて別表に定める号給
- (2) 前号に掲げる教育職員以外の教育職員 新級における最高の号給

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表

ア 大学教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
		4級	592,800	73	74	75

イ 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
		2級	457,000	129	130	131
459,800	133		134	135	136	137

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成18年 3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第10号

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第77号。以下「改正条例」という。)附則第8項から第10項までの規定による給料の切替えに伴う経過措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県立条例 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）をいう。
- (2) 県立規則 県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）をいう。
- (3) 改正前の県立規則 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年島根県人事委員会規則第8号）による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する規則をいう。
- (4) 施行日 平成18年4月1日をいう。
- (5) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない県立規則別表第8及び別表第9に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (6) 基準級 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（改正条例附則第2項の規定により施行日における職務の級を定められた教育職員にあっては、施行日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する改正条例附則別表第1の新級欄に掲げる職務の級）をいう。
- (7) 降格 教育職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項の規定により休職にされていた期間

イ 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年島根県条例第4号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間

エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間

オ 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）第6条、第7条若しくは第12条又は県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）第7条、第8条若しくは第12条に規定する休暇の承認を受けていた期間

カ 職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第4号）第2条の規定により休職にされていた期間

キ 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていた期間

ク 教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業の許可を受けていた期間

- (9) 復職時調整 県立規則第25条の4、育児休業法第7条又は公益法人等派遣条例第6条の規定による号給の調整をいう。

- (10) 再任用教育職員異動 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員について行う職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。

- (11) 人事交流等教育職員 施行日以降に、国家公務員、他の地方公共団体に勤務する者（県立規則第17条の2の適用を受ける者を除く。）、教育職員の行う職務と同種の職務に従事していた者その他人事委員会がこれらに準ずると認める者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける教育職員となった者をいう。

（改正条例附則第8項の人事委員会規則で定める教育職員）

第3条 改正条例附則第8項の人事委員会規則で定める教育職員は、次に掲げる教育職員とする。

- (1) 施行日以降に初任給基準異動をした教育職員
- (2) 施行日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした教育職員
- (3) 施行日前に休職等期間がある教育職員であって、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 施行日以降に再任用教育職員異動をした教育職員
- (5) 施行日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された教育職員

（改正条例附則第9項の規定による給料の支給）

第 4 条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった教育職員（当該各号の 2 以上の号に掲げる場合に該当することとなった教育職員（人事委員会の定めるこれに準ずる教育職員を含む。次項において「特定教育職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第 9 項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第 5 号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日に当該異動があったものとした場合（施行日以降にこれらの異動が 2 回以上あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に改正前の県立規則第 17 条及び第 17 条の 2 の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第 5 号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が改正条例附則別表第 1 の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級））に降格をしたものとした場合（施行日以降に基準級より下位の職務の級への降格を 2 回以上した場合にあっては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の県立規則第 16 条の 3 の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第 5 号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の県立規則第 25 条の 4 又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 17 年島根県条例第 76 号）附則第 20 項、第 21 項の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）第 6 条、公益法人等派遣条例第 6 条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 再任用教育職員異動をした場合 改正条例による改正前の県立条例別表第 1 及び別表第 2 の給料表の再任用教育職員の欄に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（当該再任用教育職員異動後に法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員については、当該額に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の当該再任用教育職員異動後における勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）
- (5) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員のうち、特定教育職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第 9 項の規定による給料として支給する。

（改正条例附則第 10 項の規定による給料の支給）

第 5 条 人事交流等教育職員（当該人事交流等教育職員となった日以降に前条第 1 項各号に掲げる場合に該当することとなった教育職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等教育職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める教育職員にあっては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第 10 項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等教育職員であって、当該人事交流等教育職員となった日以降に前条第 1 項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が施行日の前日に人事交流等教育職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第 9 項の規定による給料の額に相当する額を、同条例附則第 10 項の規定による給料として支給する。

3 県立規則第 14 条の規定に基づき、号給を決定された教育職員であって、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に採用されたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額に達しないこととなるものには、あらかじめ人事委員会の承認を得てその差額に相当する額を、改正条例附則第 10 項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第 6 条 改正条例附則第 8 項から第10項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の教育職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第11号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和63年島根県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項各号を次のように改める。

- (1) 隠岐支庁県民局及び農林局農政・普及部並びに県民センター
- (2) 中山間地域研究センター
- (3) 保健所
- (4) 農林水産部農畜産振興課家畜病性鑑定室
- (5) 農林振興センター農業普及部
- (6) 東部農林振興センター中海干拓営農部
- (7) 農業技術センター
- (8) 農業大学校
- (9) 病害虫防除所
- (10) 畜産技術センター
- (11) 水産技術センター
- (12) 産業技術センター

第 3 条第 4 項各号を次のように改める。

- (1) 隠岐支庁農林局農政・普及部及び県土整備局維持管理部隠岐空港管理所
- (2) 中山間地域研究センター
- (3) 農林水産部林業課
- (4) 農林振興センター農業普及部
- (5) 東部農林振興センター中海干拓営農部
- (6) 農業技術センター
- (7) 農業大学校
- (8) 病害虫防除所
- (9) 畜産技術センター
- (10) 益田県土整備事務所維持管理部石見空港管理所
- (11) 出雲空港管理事務所
- (12) 県立学校

第 5 条の 2 を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

条例第 9 条第 1 項に規定する人事委員会規則で定める職員は、農林水産部農畜産振興課家畜病性鑑定室に勤務する職員とする。

第 6 条第 3 項第 1 号中「 3 級」を「 2 級」に改め、同項第 2 号中「 4 級又は 5 級」を「 3 級」に改め、同項第 3 号中「 6 級」を「 4 級」に改める。

第 7 条中第 5 項を削り、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 条例第11条第 1 項第 9 号に規定する人事委員会規則で定める職員は、東部農林振興センター中海干拓営農部に勤務する職員とする。

第16条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 条例第24条第 1 項第 2 号に規定する人事委員会規則で定める職員は、水産技術センター総合調整部漁業無線指導所に勤務する職員とする。

第20条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 条例第32条第 1 項第 2 号に規定する人事委員会規則で定める職員は、水産技術センター栽培漁業部に勤務する職員とする。

第21条第 1 項第 2 号中「鵬丸」を「わかしまね」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成18年 3 月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第 1 号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表及び 2 の表を次のように改める。

1 行政職給料表級別職務分類表

組 織			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
知事の 事務部 局	本庁 （出納局 を除く。）	本庁（出納局を除く。）	主事若しくは技師又はこれらに相当する職	主任主事若しくは主任技師又はこれらに相当する職	主任又はこれに相当する職	企画員又はこれに相当する職	課長代理副政策企画監グループリーダー副指導監査監副団体検査監	課長政策企画監センター管理監室長管理所長統括指導監査監指導監査監統括団体検査監	課長政策企画監	次長統括政策企画監参事医療統括監	理事部長政策企画局長技監



中央病院			課長	部長			事務局長
湖陵病院			科長	室長			
児童相談所			課長	部長		事務局長	
わかたけ学園			課長	所長			
女性相談センター			課長	園長			
心と体の相談センター				所長 分室長			
食肉衛生検査所			課長				
農林振興センター			課長	部長 事務所長		所長 総合調整 監	
農業技術センター			課長	部長		所長	
農業大学校	講師	助教授	助教授	事務局長 部長 教授		校長	
畜産技術センター	主任又は これに相 当する職	企画員又 はこれに 相当する 職	課長	所長			
家畜保健衛生所							
水産事務所			課長	所長			
水産技術センター			課長				
大阪事務所			指導所長				
九州事務所			課長	部長		所長	
広島事務所				所長			
産業技術センター			課長	所長			
高等技術校			課長			副所長	
県土整備事務所			課長	校長 教頭			
河川総合開発事務所			課長	事業所長 部長		所長	
高規格道路事務所			課長	所長			
空港管理事務所			課長	所長 部長			
下水道管理事			課長	所長			

		務所			支所長				
県議会の事務 部局		県議会事務局			グループ リーダー	課長 管理監 室長	課長	次長	局長
教育委 員会	教育委 員会事 務局	本庁			課長代理 グループ リーダー	課長 主席調整 監 室長 センター 長	課長	教育次長 参事	教育監
		教育事務所			課長	所長			
		埋蔵文化財調 査センター			課長	所長 副所長			
	教育機 関	教育センター				所長(浜 田) 部長		所長(松 江)	
		生涯学習推進 センター			課長			所長	
		西部生涯学習 推進センター			課長	所長			
		図書館			課長 所長			館長	
		青少年の家			課長			所長	
		少年自然の家			課長	所長			
		古代出雲歴史 博物館				部長			館長
		県立学校			課長	事務長			
人事委員会 の事務部局		人事委員会事 務局			グループ リーダー	課長			局長
監査委員の事 務部局		監査委員事務 局			副監査監	課長 監査監			局長
警察		警察本部	係長 副隊長 準師範 専門官	主幹 師範	次長 課長補佐 校長補佐 室長補佐 指導官 西部運転 免許セン ター副所 長 副主査	課長 管理官 室長 交通管制 センター 長 西部運転 免許セン ター所長 首席師範 主査		参事	



	警察署		係長 専門官	主幹	課長 指導官 副主査	管理官 主査			
労働委員会の 事務部局	労働委員会事 務局		主任又は これに相 当する職	企画員又 はこれに 相当する 職		課長		局長	
海区漁業調整 委員会の事務 部局	海区漁業調整 委員会事務局			主任書記	主任書記	局長			
内水面漁場管 理委員会の事 務部局	内水面漁場管 理委員会事務 局			企画員又 はこれに 相当する 職					
共通				専門員 専門	企画幹 副工事検 査監 専門幹	調整監 工事検査 監			

2 公安職給料表級別職務分類表

組	織	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
警察	警察本部	係員 隊員	係員 隊員	主任	係長 通信副指 令長 班長	次長 指導官 課長補佐 室長補佐 隊長 通信指令 長 副所長 所長補佐 警察相談 センター 長	次長 指導官 課長補佐 室長補佐 隊長 通信指令 長 副所長 所長補佐 警察相談 センター 長	課長 監察官 監査官 調査官 管理官 広報官 企画官 対策官 室長 所長 検視官 交通管制 センター 長 交通規制 官	部長 首席監察 官 参事官 課長 監察官 監査官 調査官	部長 首席監察 官 参事官
	警察機動隊			主任 分隊長	係長 小隊長	副隊長 指導官	副隊長 指導官	隊長	隊長	
	交通機動隊			主任	係長 方面副隊 長	副隊長 方面隊長 指導官	副隊長 方面隊長 指導官	隊長	隊長	

	高速道路交通 警察隊		主任	係長 班長	副隊長 分駐隊長 指導官	副隊長 分駐隊長 指導官	隊長	隊長		
	警察学校	初任科生	係員	助教	教官	主任教官	主任教官	副校長	校長	校長
	警察署	係員		主任	係長	次長 課長 指導官 交番所長	次長 課長 指導官 交番所長	署長（松 江、出 雲、浜 田、益 田、雲南 を除く。） 副署長 管理官 捜査統括 官 地域官	署長 副署長 （松江） （出雲） （浜田） （益田） （雲南）	署長（松 江）（出 雲）（浜 田）（益 田）（雲 南）
共通					専門官 専務員	専務官 専務指導 員	専務指導 官	調整官		

別表の 4 の表知事の事務部局の部本庁の項中

「 学芸員      主任学芸員      主任学芸員      専門学芸員      を  
学芸員      学芸員      」

「 研究員      主任研究員      主席研究員      室長      に改め、同部中山間地域研究センターの項中  
研究員      専門研究員      」

「 科長      部長      を      「 科長      部長      に改め、同部美術館の項中  
主任研究員      科長      専門研究員      」  
特別研究員      」

「 課長      課長      を      「 課長      に改め、同部芸術文化センターの項中  
主任学芸員      専門学芸員      専門学芸員      」

「 課長      主査      を      「 課長      に改め、同部保健環境科学研究所の項中  
主任学芸員      課長      専門学芸員      専門学芸員      」

「 科長      部長      を      「 科長      部長      に改め、同部農業技術センターの項中  
主任研究員      センター長      専門研究員      センター長      」  
科長      科長      特別研究員      」

「科長 主席研究員 主任研究員	部長 科長 特別研究員	を	「科長 主席研究員 専門研究員	部長	に改め、同部しまねの味開発指導センターの項
-----------------------	-------------------	---	-----------------------	----	-----------------------

を削り、同部畜産技術センターの項中

「科長 主任研究員	部長 科長 特別研究員	を	「科長 主席研究員 専門研究員	部長	に改め、同部家畜衛生研究所の項を削り、同表
--------------	-------------------	---	-----------------------	----	-----------------------

中	水産試験場	研究員	主任研究員 研究員	科長 分場長 主席研究員 主任研究員	場長 部長 科長 特別研究員	を
	内水面水産試験場	研究員	主任研究員 研究員	主席研究員 主任研究員	場長 特別研究員	
	栽培漁業センター	研究員	主任研究員 研究員	主席研究員 主任研究員	所長 特別研究員	

水産技術センター	研究員	主任研究員 研究員	科長 分場長 主席研究員 専門研究員	所長 部長	に改め、同部産業技術
----------	-----	--------------	-----------------------------	----------	------------

センターの項中	「科長 主席研究員 主任研究員	部長 研究統括監 研究企画監 研究調整監 センター長 科長 特別研究員	を	「科長 主席研究員 専門研究員	部長 研究統括監 研究企画監 研究調整監 センター長	に改め、同表教育委員会の部本
---------	-----------------------	---	---	-----------------------	--	----------------

庁の項中	「グループリーダー 主任学芸員 主任研究員	グループリーダー 専門学芸員 特別研究員 主査	を	「グループリーダー 専門学芸員 専門研究員	センター長	に改め、同表教育委員会の部の表中
------	-----------------------------	----------------------------------	---	-----------------------------	-------	------------------

博物館	学芸員	主任学芸員 学芸員	主任学芸員	専門学芸員	を
-----	-----	--------------	-------	-------	---

博物館	学芸員	主任学芸員 学芸員	専門学芸員			に改め、同表警察の部
-----	-----	--------------	-------	--	--	------------

古代出雲歴史 博物館	学芸員	主任学芸員 学芸員	課長 専門学芸員	部長	
---------------	-----	--------------	-------------	----	--

科学捜査研究所の項中

副所長 科長 主任研究員	所長 副所長 科長 特別研究員	所長	を
--------------------	--------------------------	----	---

副所長  
科長  
専門研究員

所長

に改め、同表の次に次のように加える。

共通				調整監	
----	--	--	--	-----	--

別表の 5 の表知事の事務部局の部本庁の項中

課長	を	課長 室長	に改め、同部中央病院の項中
----	---	----------	---------------

院長  
副院長  
医療局長  
医療局次長  
診療部長  
部長

を

院長 副院長 医療局長 医療技術局長 薬剤局長 医療局次長 診療部長 部長	に改め、同表共通の項中	副医療専門監 医療専門監	を
--	-------------	-----------------	---

医療専門幹  
医療調整監

に改める。

別表の 6 の表知事の事務部局の部隠岐保健所の項及び農林局の項中

課長 主幹	を	課長	に改め、
----------	---	----	------

同部健康福祉センターの項を削り、同部保健所の項中

課長 主幹	を	課長	に改め、同部中央病院の
----------	---	----	-------------

診療放射線技師  
臨床検査技師  
栄養士  
臨床工学技士  
理学療法士  
作業療法士  
歯科衛生士  
歯科技工士

を

診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士 歯科技工士	を	診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士 歯科技工士	に改め、同表中
--	---	--	---------

言語療法士  
視能訓練士

歯科技工士  
言語療法士  
視能訓練士

言語聴覚士  
視能訓練士

歯科技工士  
言語聴覚士  
視能訓練士

わかたけ学園	栄養士	栄養士	栄養主任	栄養主任	専門員		
身体障害者授産センター							
さざなみ学園							
こくぶ学園							

を

わかたけ学園	栄養士	栄養士	栄養主任	栄養主任	専門員		
--------	-----	-----	------	------	-----	--	--

に改め、同部農林振興

センターの項中 「課長 主幹」 を 「課長」 に改め、同表教育委員会の部県立学校の項中

「学校栄養主幹」 を 「学校栄養専門員」 に改め、同部共通の項中 「専門員」 を 「」 に

改め、同表共通の項中 「企画員 企画員 副主査 主査」 を

「 企画幹 調査監」 に改める。

別表の 7 の表知事の事務部局の部本庁の項中 「保健師 主任保健師 主幹」 を

「主任保健師 企画員 企画幹」 に改め、同部島根女子短期大学の項中 「保健師 主任保健師」

「看護師 主任看護師 主幹」 を 「主任看護師 企画員 企画幹」 に改め、同部隠岐支庁（隠岐保健所）の項及び保健所の項中 「保健師 主任保健師 課長 主幹」 を

「主任保健師 企画員 課長 企画幹」 に改め、同部保健環境科学研究所の項中 「保健師 主任保健師」

「主任保健師 企画員 課長 企画幹」 に改め、同部保健環境科学研究所の項中 「保健師 主任保健師」

「 主幹」 を 「企画員 企画幹」 に改め、同部中央病院の項中 「 主幹」

「助産師 看護師 准看護師」 を 「看護師長 看護師長 看護局長 看護局長 看護局次長 看護部長」

を



「保健師	主任保健師	主幹	を	主任保健師 保健師	主幹 主任保健師	副主査	に改め、同表の
共通の項中	「精神保健福祉 相談員	主任精神保健 福祉相談員	副主査	を	主任精神保健 福祉相談員	精神保健相談 専門員	に改
					精神保健福祉 相談員	主任精神保健 福祉相談員	」

める。

備考の 1 中「行政職給料表級別職務分類表の 5 級の職、7 級の職、8 級の職若しくは10級の職、公安職給料表級別職務分類表の 5 級の職若しくは 7 級の職、海事職給料表級別職務分類表の 2 級の職若しくは 3 級の職（各長を除く。）、研究職給料表級別職務分類表の 4 級の職、医療職給料表(2)級別職務分類表の 4 級の職、5 級の職若しくは 6 級の職又は医療職給料表(3)級別職務分類表の 4 級の職若しくは 5 級」を「行政職給料表級別職務分類表の 6 級の職若しくは 8 級の職又は研究職給料表級別職務分類表の 4 級」に、「定めるものは」を「特に認めるものは」に改め、「この場合において、行政職給料表級別職務分類表の 5 級の職又は公安職給料表級別職務分類表の 5 級の職で1級上位の級とされたもののうち、特に困難な業務を所掌するもの又は特に高度の知識若しくは経験を必要とするものとして人事委員会が認めるものは、さらに 1 級上位の級とすることができる。」を削り、同備考の 3 中「福祉事務所、児童相談所の項の 9 級」を「6 級」に、「10 級」を「8 級」に改める。

附 則

( 施行期日等 )

1 この細則は、平成18年 4月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 平成18年 4月 1 日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する職員で、施行日の前日に主幹又は主席林業普及員の職にあった者については、当分の間、改正後の級別職務分類に関する細則（以下「改正後の細則」という。）の定めにかかわらず、職員の給与に関する条例附則第 2 項の規定に基づき施行日の前日にあった級を切り替えた級（以下「切替後の級」という。）に当該職のまま属することができるものとする。
- 3 施行日の前日から引き続き改正後の細則で定める職に在職することとなる職員で、その職が切替後の級よりも下位の級と定められている場合には、当分の間、切替後の級のままでその職を取り扱うことができるものとする。
- 4 施行日の前日から引き続き在職する職員を施行日以後に改正後の細則で定める職に任用しようとする場合において、その職が切替後の級よりも下位の級と定められている場合には、当分の間、切替後の級のままでその職を取り扱うことができるものとする。
- 5 施行日の前日から引き続き在職する職員で、施行日以後に給料表の適用を異にする異動が行われたものであって、当該異動を行った日にその職員に適用する職務の級（以下「適用級」という。）よりも当該異動後の職が下位の級とされる場合には、当分の間、適用級に属したままでその職を取り扱うことができるものとする。

